海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

貿易実務

貿易協会シリーズ　最新版インコタームズ2020年規則の解説 1
貿易協会シリーズ　国際的生産連携　－OEM契約 18－　秘密保持契約書の作成

お知らせ

新任のご挨拶　ジェトロ大分貿易情報センター アドバイザー 釜堀 秀也
海外におけるEC販売プロジェクト　JAPAN MALL事業

統計

令和2年度　大分県の貿易

vol.129・130 合併号
2020 March.-June.

最新版インコタームズ
2020年規則の解説１

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授　博士（商学）　**吉田　友之**

【輸出取引の仕組み】を連載中ですが、最新版のインコタームズ2020年版が2020年1月1日より発効するため、【輸出取引の仕組み】を暫くの間休載し、本号より【最新版インコタームズ2020年規則の解説】について掲載します。

インコタームズ2020年版の概要（上）＊

1．インコタームズ規則の存在理由

トレード・タームズ（Trade Terms；定型的貿易取引条件）は、貿易取引を行ううえでの必須の専門的用語・知識であり、その解釈統一基準が国際商業会議所（International Chamber of Commerce；ICC）により規定されている。その規則はインコタームズ（International Commercial Terms；INCOTERMS）と呼ばれ、最新版は2020年改定版である。インコタームズ2020年版は、2020年1月からインコタームズ2020年版として発効した。

本質的に、インコタームズ規則はそれ自体売買契約ではなく、既に存在している契約にインコタームズ規則を組み込むときに、その規則は契約の一部分となるに過ぎない。また、その規則は契約の準拠法を規定するものでもない。もちろん、契約書の中に、使用するトレード・タームズに関する売買当事者の義務について詳細に規定することにより、インコタームズ規則を利用しないという選択肢はある。しかし、そうする場合、当事者は、時間、経験、専門知識が必要となるため、むしろインコタームズ規則を採用する方が合理的といえる。

2．インコタームズ規則で規定している項目

インコタームズ規則は、一般的に使用する、例えば企業間における物品の売買契約実務を反映したアルファベット3文字からなる11のトレード・タームズに関する売主および買主の義務を規定している。この規定はおもに以下の内容である。

1）　各当事者の義務

物品の運送または保険の手配、または船積書類および輸出入許可の取得は、売主および買主のいずれが行うべきかについて規定している。

2）　危険

売主が物品を引き渡す場所および時期、言い換えれば危険が売主から買主に移転する場所について規定している。

3）　費用

いずれの当事者が、運送費、梱包費、積み込み費または荷降ろし費、および検査または安全に関連する費用を負うべきかについて規定している。

3．インコタームズ規則で規定していない項目

インコタームズ規則は、それ自体売買契約ではなく、売買契約の代わりをなすものではない。その規則は、特定の種類の物品ではなく一般的な物品に対する取引実務を反映することの工夫がなされている。

その規則は、例えば電子機器入りの5個のコンテナ、または生花を積んだ航空運送向けの10個のパレットと同じく、鉄鉱石のようなバラ荷の取引でも使用される。

本規則において、最も重要であるのは、売買される物品の財産権、権原、所有権の移転を扱っていないことである。

それ以外に、本規則は、以下のような項目を取り扱っていない。

1）　売買契約が存在しているのか否か、2）　売買される物品の仕様、3）　代金の支払い時期、場所、方法または通貨、4）　売買契約の違反に対して請求され得る救済策、5）　契約上の義務の履行遅延および他の違反の結果、6）　制裁の効果、7）　関税の賦課、8）　輸出または輸入禁止、9）　不可抗力または履行困難、10）　知的財産権、11）　上記の違反の場合における、紛争解決方法、場所または法。

したがって両当事者は、上記の項目を売買契約において特別に規定しておかなければならない。そうしないならば、履行および違反について紛争が生じたなら、後に問題が生じる原因となる。

4．インコタームズ2020年版規則の構成

1）　適合する運送形態

トレード・タームズは適合する運送形態別に２つに大別して規定されている。

単一または複数のいかなる運送手段にも適合するトレード・タームズとして、EXW、FCA、CPT、CIP、DAP、DPU、DDPの７つの規則（条件）が規定されている。これらのトレード・タームズは、海上運送が行われなくても使用できるし、複合運送などで運送の一部分に船舶（コンテナ船）を利用する場合でも使用できる。

最新版インコタームズ
2020年規則の解説１

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授　博士（商学）　**吉田　友之**

海上および内陸水路運送（在来船）に適合するトレード・タームズとして、FAS、FOB、CFR、CIFの４つの規則（条件）が規定されている。これらのトレード・タームズは、物品の引渡地点と買主に運送される場所はどちらも海港である。

なお、インコタームズはそれ自体が強制力をもつものではない。それはあくまでも両当事者間で取り交わされる売買契約などにより任意に合意されるべきものである。言い換えれば、当事者が売買契約などにより、その規則の採用を合意することにより、同規則は法律的にも関係当事者を拘束し強制力をもつものとなる。例えば、次のような約款を契約書に挿入しておくことが必要となる。

The trade terms under this Contract shall be interpreted in accordance with the Incoterms 2020 Edition, ICC Publication No. 723E, provided by the International Chamber of Commerce.

〔以下、最新版インコタームズ2020年規則の解説２につづく〕

*Cf. International Chamber of Commerce (ICC), *INCOTERMS® 2020*, ICC Publication No.723E, September 2019.

また、以下本文の和訳については、国際商業会議所日本委員会『インコタームズ®2020　英和対訳版』2019年11月を参考とした。

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズと適合する運送形態

略号	定型的貿易取引条件（トレード・タームズ）	
Rules for any mode or modes of transport（単一または複数のいかなる運送手段にも適合した規則）		
EXW	Ex Works (named place of delivery)	工場渡し（指定引渡地）
FCA	Free Carrier (named place of delivery)	運送人渡し（指定引渡地）
CPT	Carriage Paid To (named place of destination)	輸送費込み（指定仕向地）
CIP	Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)	輸送費保険料込み（指定仕向地）
DAP	Delivered At Place (named place of destination)	仕向地持込渡し（指定仕向地）
DPU	Delivered at Place Unloaded（named place of destination）	荷降ろし込み持込渡し（指定仕向地）
DDP	Delivered Duty Paid (named place of destination)	関税込み持込渡し（指定仕向地）
Rules for sea and inland waterway transport（海上および内陸水路運送に適合した規則）		
FAS	Free Alongside Ship (named port of shipment)	船側渡し（指定船積港）
FOB	Free On Board (named port of shipment)	本船渡し（指定船積港）
CFR	Cost and Freight (named port of destination)	運賃込み（指定仕向港）
CIF	Cost, Insurance and Freight (named port of destination)	運賃保険料込み（指定仕向港）

国際的生産連携　－OEM契約 18－

秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(3)

ＧＢＣ（ジービック）大貫研究所　代表
公益社団法人日本仲裁人協会　理事
京都国際調停センターBoard Member, Mediator
大貫　雅晴

今回は、秘密情報の受領者に課すべき秘密保持義務と目的外使用禁止及び秘密情報の取扱上の規定について紹介する。（前回の内容：開示する秘密情報の特定の仕方、また守秘義務の例外扱いとされる秘密情報の規定）

１．秘密保持義務

秘密情報の受領者の義務の一つに守秘義務、第三者の開示制限がある。完全な守秘義務、開示制限を受領者に強いることは、交渉、事業の目的の遂行に困難が生じることになる。秘密情報を実質的に評価するためには、その情報を知る必要（Need to know）のある者に対して秘密情報の開示が必要とされる。例えば、受領当事者の役員、従業員、代理店、親会社、子会社、関係会社、弁護士、法務部、公認会計士、研究者、資金提供者他がある。

秘密保持契約では、一般に守秘義務の例外としてその情報を知る必要（Need to know）のある者を限定して、その者に対する開示は認められる。但し、開示した者に対して秘密保持契約と同様の条件で守秘義務を課すことを条件とされる。

１）秘密保持義務と開示当事者を限定した規定

秘密情報の受領者（Recipient）は、秘密情報の守秘義務及び一定の関係者以外の第三者には開示しない義務が課せられるが、その情報を知ることを必要とする者に対しては守秘義務の例外として開示が認められる。

（例文）①秘密情報の守秘義務と開示者の範囲を特定する規定
Recipient shall hold Confidential Information in confidence and shall disclose Confidential Information only to its employees, agents and contractors who have a need to know to accomplish this purpose and who have agreed in writing to be bound by the terms and conditions of this Agreement. Recipient shall not disclose Confidential Information to any other person without Discloser's prior written consent.

（例文）②受領者に開示者に対する秘密管理措置を要求する規定
Recipient shall require its employees, agents and contractors to use the same degree of care to protect the Confidentiality of Discloser's Confidential Information as they use with respect to similar information of Recipient.

２．秘密保持契約の目的と目的外使用禁止

１）秘密保持契約の目的

秘密保持契約の目的の規定は、秘密情報の定義、目的外使用の範囲に影響してくる。例えば国際OEM契約の契約交渉においては、当該契約を締結するか否かを検討するために、交渉において開示される秘密情報を評価することを目的とする場合、当該目的の範囲の中で秘密情報が限定され、また目的外使用禁止規定では、特定された目的の範囲以外の秘密情報の使用を禁止する内容となる。

秘密保持契約の目的の規定は、契約書冒頭の説明条項（whereas clause）に記載される場合、本文中に単独の条項として記載される場合、目的外使用禁止の規定、秘密情報の定義の規定の中に付随して記載される場合がある。

本文中の単独の目的条項を記載する条項例を紹介する。

（例文）秘密保持契約の目的
The purpose of the disclosure of Confidential Information is so that Recipient may evaluate Confidential Information to determine whether Recipient wishes to enter into ・・・・Agreement with Discloser with respect to ・・・.

２）目的外使用（流用）の禁止

秘密情報の使用目的を明確にして、秘密保持契約書にその目的を記載しておくことは前条で述べた通りである。目的外使用禁止の規定の趣旨、目的は、受領者が秘密情報を社内で使用する場合には、契約で目的外使用禁止規定を置いてない限りは、受領者の当然の義務と解されない恐れがあり、受領者が、開示者が想定している範囲を超えて秘密情報を使用することを妨げることができないと考えられるので、秘密情報の守秘義務規定だけでは不十分であり、秘密情報の目的外使用の禁止規定が重要となる。

（例文）秘密情報の使用の制限と目的外使用禁止
Recipient shall use Confidential Information only for the purpose for evaluating the possibility of …Agreement with Discloser, and shall not use the same for any other purpose unless Discloser shall otherwise consent in writing.

３．複製、コピーの制限

秘密情報の複製、コピーの制限、禁止は受領者の当然の義務ではなく、目的外使用の禁止などの義務規定に違反しない限り原則的に受領者の自由裁量で複製、コピーをすることができる。従って、開示者が受領者に対して複製、コピーの制限を課すことを望む場合は、秘密情報の複製、コピー制限、禁止規定が必要である。複製、コピーされた情報の秘密情報としての扱いに関しては、一般的に秘密情報に含まれると解されるが、複製、コピーされた情報も秘密情報に含まれるものとするとの文言を規定しておくことが望まれる。

（例文）複製、コピーを目的使用に限定し、それを秘密情報に含むとする規定
Recipient may make copies (including copies in written form, electromagnetic recording media, optical recording media and other storage media) of Confidential Information to the extent that is necessary for the purpose of this Agreement. All Information arising from making the copies above shall constitute Confidential Information.

（例文）コピーは開示者が承認する範囲に限定する規定
Recipient shall not make copies of Confidential Information except to the extent admitted by Discloser.
（受領者は開示者が承認する場合を除き、秘密情報のコピーを行わないものとする。）

４．漏洩、盗用などの通知義務

秘密情報の開示を受けた受領者は秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって秘密に保護管理する義務がある。いかなる理由にせよ万が一秘密情報の漏洩、紛失、盗用の事態が発生した場合は、そのような事態を抑制、防御しなければならないので、受領者は漏洩、紛失、盗用を発見した場合は、開示者へ直ちに通知することが求められる。

（例文）漏洩、紛失、盗用等が発生した場合の通知義務の規定
Recipient shall keep Confidential Information in confidence and safeguard them using its utmost care.
If Recipient becomes aware of any unauthorized disclosure, loss or misuse of Confidential Information, Recipient shall promptly notify Discloser.

新任のご挨拶

日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
アドバイザー　**釜堀　秀也**

ジェトロ大分
アドバイザー　釜堀　秀也

5月より、貿易投資アドバイザーとしてジェトロ大分に採用になりました釜堀と申します。

前職は、大手自動車メーカで生産技術のエンジニアとして25年間、その後は大手商社の鉄鋼部門で１７年間国内・海外の事業会社の技術支援の仕事を行ってきました。

会社人生の後半は、海外での仕事が多く、気が付くと訪問した国を数えたら欧米、中国、東南アジア23ケ国、海外出張で利用した飛行機での飛行距離は地球を50周以上回れるほどになっておりました。

こうした海外での仕事を通じて得た、知識・経験を生まれ故郷の大分（出身は別府市）で活かれればと思い、ジェトロ大分に入社致しました。

技術畑出身ですが、大手商社での仕事を通じて営業面や貿易実務での知見も持ち合わせており、皆様のお役に立てると確信しております。宜しくお願い致します。

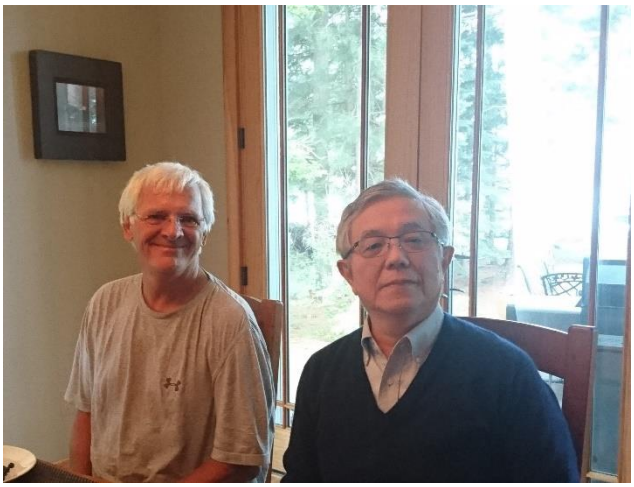

25年近くの付き合いとなった親友
（米国ミシガン大学の自動車研究所元所長）の別荘で撮った写真

JAPAN MALL事業

海外大手ECが皆様の商品（食品、化粧品、生活雑貨等）を日本国内で買い取り！

通年募集

1 申し込み無料！

商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

2 取引は簡単で、安心安全！

日本国内で商品引き渡し、円建て取引

煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要

3 ブランド価値、海外市場での認知度が向上！

海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

事業スキーム

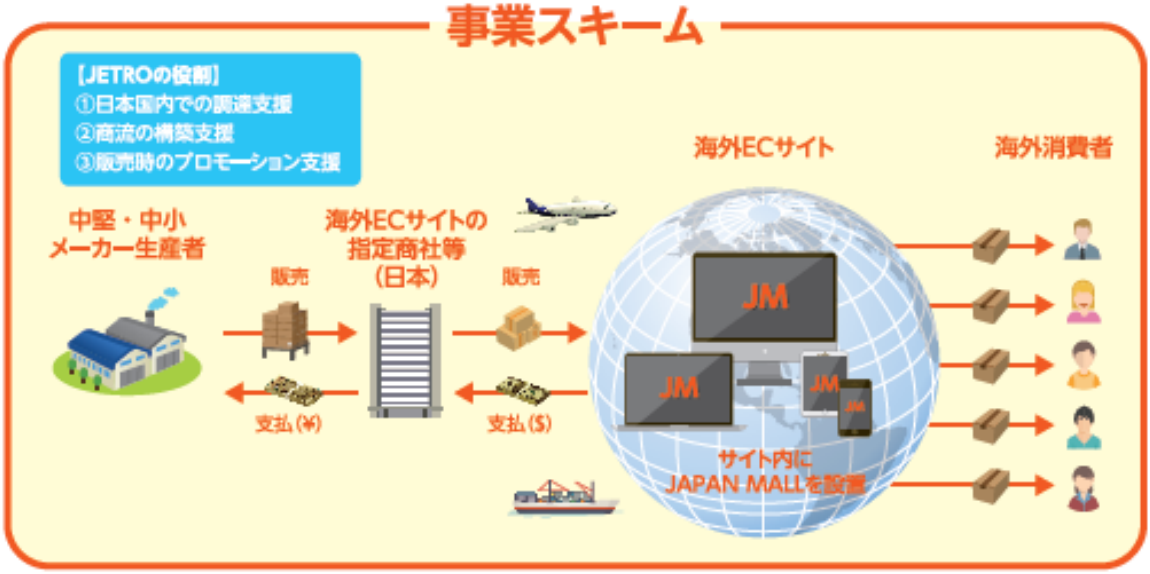

海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。
納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。
応募いただくタイミングによってはプロモーションイベントに参加できない場合もございます。
詳細はジェトロHPの募集要項をご確認ください。

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

【お申し込み・お問い合わせ先】
ジェトロ デジタル貿易・新産業部（久保田、尾崎、芦崎、高山）
TEL：03-3582-5227　Email：DNB@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/

1．令和2年2月分　大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html

1　貿易額

大分港　（価額：千円、%）

区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	47,832,457	95.7	95,361,423	92.2
輸入	86,977,116	93.0	183,003,229	92.5
差引	△ 39,144,659		△ 87,641,806	

※大分港には、中津港、佐賀関港の実績を含む

佐伯港　（価額：千円、%）

区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	2,612,560	3,307.4	5,058,462	129.2
輸入	245,087	46.9	737,893	40.3
差引	2,367,473		4,320,569	

津久見港

区分	本月		累計	
	価　額	前年同月比	価　額	前年同期比
輸出	3,016,756	49.9	6,439,247	99.6
輸入	372,921	75.5	537,332	74.7
差引	2,643,835		5,901,915	

大分空港

区分	本月		累計	
	価　額	前年同月比	価　額	前年同期比
輸出		－		－
輸入		－		－
差引				

2　主要輸出・輸入品目

大分港　（価額：千円、%）

区分	品名	数量単位	本月 数量	本月 前年同月比	本月 価額	本月 前年同月比	本月 構成比	累計 数量	累計 前年同期比	累計 価額	累計 前年同期比	累計 構成比
輸出	有機化合物				6,870,625	82.2	14.4			15,002,035	75.9	15.7
	プラスチック	MT	2,665	86.7	467,679	76.8	1.0	5,287	89.7	901,407	78.7	0.9
	鉄鋼	MT	294,367	151.7	15,565,292	133.8	32.5	602,429	132.2	30,790,126	110.7	32.3
	銅及び同合金	MT	14,027	90.1	9,074,832	86.9	19.0	27,374	95.7	18,121,435	94.9	19.0
	事務用機器				8,343,396	91.3	17.4			16,180,476	105.3	17.0
	映像機器	NO	25,391	30.2	1,138,643	24.0	2.4	45,308	30.2	2,075,496	22.7	2.2
	船舶類	NO		－		－		1	全増	2,750,086	全増	2.9
輸入	鉄鉱石	MT	2,101,458	111.5	23,331,130	133.5	26.8	3,296,003	86.2	37,290,858	110.3	20.4
	銅鉱	MT	100,739	102.1	20,122,454	102.4	23.1	227,307	104.7	43,947,841	90.2	24.0
	石炭	MT	662,221	86.0	8,721,038	65.7	10.0	1,381,858	85.7	17,639,418	62.6	9.6
	原油及び粗油	KL	368,035	81.4	17,873,514	92.6	20.5	902,029	108.8	44,653,737	125.0	24.4
	揮発油	KL	197,568	93.4	8,524,016	106.0	9.8	387,485	100.2	16,560,890	110.3	9.0
	液化石油ガス	MT		全減		全減		119,137	81.3	6,837,165	91.3	3.7
	液化天然ガス	MT	64,410	54.7	3,463,234	42.1	4.0	149,409	55.6	6,718,836	36.5	3.7

佐伯港

区分	品名	数量単位	本月 数量	本月 前年同月比	本月 価額	本月 前年同月比	本月 構成比	累計 数量	累計 前年同期比	累計 価額	累計 前年同期比	累計 構成比
輸出	船舶類	NO	1	全増	2,528,043	全増	96.8	2	200.0	4,947,643	131.1	97.8
	木材				84,517	107.0	3.2			110,819	78.5	2.2
	荷役機械					－					－	
輸入	石こう	MT	11,420	全増	46,656	全増	19.0	11,420	96.0	46,656	97.6	6.3
	植物性油かす	MT		全減		全減			全減		全減	
	その他の調製食料品					－					－	
	植物性原材料				181,439	159.9	74.0			674,245	594.1	91.4
	魚介類	KG	14,440	全増	16,992	全増	6.9	14,440	93.0	16,992	122.7	2.3
	木材					全減					全減	
	船舶類	NO		－		－			全減		全減	

津久見港

区分	品名	数量単位	本月 数量	本月 前年同月比	本月 価額	本月 前年同月比	本月 構成比	累計 数量	累計 前年同期比	累計 価額	累計 前年同期比	累計 構成比
輸出	船舶類	NO	1	50.0	2,370,000	42.1	78.6	2	100.0	5,241,250	93.1	81.4
	セメント	MT	147,092	147.6	525,203	153.6	17.4	284,938	146.3	1,011,519	146.6	15.7
	石灰石	MT	84,380	164.3	117,453	165.6	3.9	128,410	140.4	178,443	140.2	2.8
輸入	石炭	MT	41,000	105.5	372,921	76.1	100.0	59,300	102.7	537,332	75.2	100.0
	石油コークス	MT		－		－			－		－	
	アルコール飲料	L		全減		全減			全減		全減	

2．大分港コンテナ取扱量推移

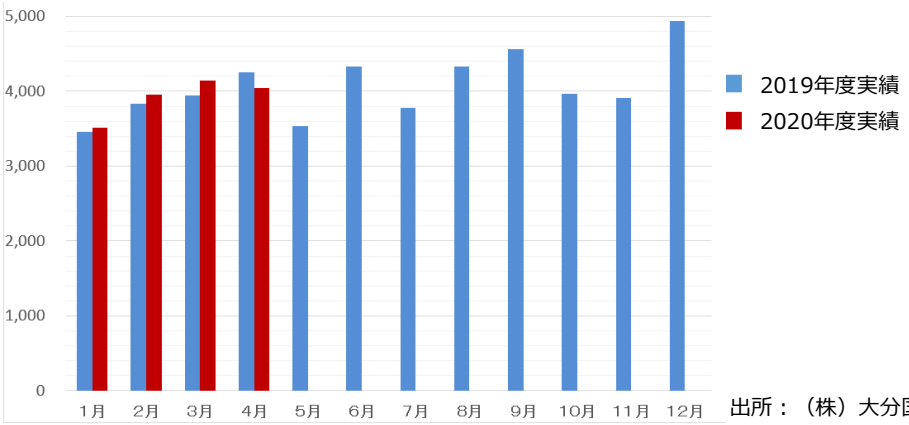

出所：（株）大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■海外の経済、貿易情報を入手したい

■海外投資に関する情報を収集したい

■海外出張のサポートを受けたい

■輸出品の販路を拡大したい

■海外の見本市に出展したい

窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター

〒870-0037
大分県大分市東春日町17-19
大分ソフィアプラザビル4階
TEL：097-513-1868
FAX：097-513-1881
E-MAIL：oit@jetro.go.jp
URL：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/

一般社団法人　大分県貿易協会

〒870-0266
大分市大字大在６番地
大分国際貿易センタービル４階
TEL：097-592-5932
FAX：097-593-3338
E-MAIL：info@oita-fta.jp
URL：http://www.oita-fta.jp/